

日バス協業第60号
令和6年2月29日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会 長 清水 一郎

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の
処理要領について」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の
処理要領について」の一部改正について、令和6年2月27日付けで国土交通
省物流・自動車局旅客課長より別紙のとおり通達がありました。各都道府県バス
協会におかれては、その旨了知されるとともに貴協会傘下会員に対し周知方よ
ろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 泉・中尾
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016